

ベッドサイドスリーパーのSG基準（案）

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Bedside Sleepers

1. 基準の目的

この基準は、ベッドサイドスリーパーの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳幼児用ベッドまたは低月齢乳児用ベッド（バシネット）の一側面を下げて大人のベッドに取り付けてベッドサイドスリーパーとして使用する製品で、乳児が自力で座る、つかまり立ちする、あるいは、手と膝で立ち上がるようになる前まで（概ね生後5か月まで）の睡眠用途に適用する。

3. 安全性品質

ベッドサイドスリーパーとしての安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
0. 基本的要求	0. ベッドサイドスリーパーは、乳幼児用ベッド、または、低月齢乳児用ベッド（バシネット）のSG基準に適合していること。	
1. 外観、構造及び寸法	1. ベッドサイドスリーパーの外観及び構造は次のとおりとする。 (1) 大人用ベッドに取り付ける面の枠を下げる操作は容易かつ確実にでき、各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (2) 枠を下げたときに外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。 (3) 大人用ベッドへの取付けは容易かつ確実にで	1. (1) 目視、操作等により確認すること。 (2) 目視、触感等により確認すること。 (3) 大人用ベッドへの取付具合については、目視、操作等により確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	き、大人用ベッドのマットレスとの間には手先を挟み込むおそれのある危険なすき間がないこと。 (4) 乳児が大人用ベッドに転がり込まない構造であること。 (5) 乳児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。ただし、ベッドサイドスリーパーを大人のベッドに取り付けるためのひも等は含まない。	また、ベッドサイドスリーパーと大人用ベッドのマットレスとの間には 13 mm以上のすき間がないことをスケール等を用いて測定することによって確認すること。 (4) 大人用ベッドに取り付ける面には、高さが床面またはマットレスから 100 mm以上の枠があることをスケール等を用いて測定することにより確認すること。 (5) 以下に示すひも状の部品がないことをスケール等を用いて測定することにより確認すること。 (a) 220mm 以上の長さの片側自由端の部品 (b) 360mm 以上のループ状の部品 (c) 80 mm以内の距離にある片側自由端のもので双方の先端間の距離が 360mm 以上の部品
2. 強度	2. 大人用ベッドへの取り付け機構は、使用上支障のない強度を有し、大人用ベッドのマットレスとの間には手足を挟み込むおそれのあるすき間が生じないこと。	2. 大人用ベッドに取り付けたベッドサイドスリーパーを、水平方向でベッドから引き離す向きに 110N の力を加えたとき、大人用ベッドのマットレスとの間には 25 mm以上の隙間が生じないことを隙間ゲージまたはスケール等を用いて測定することによって確認すること。 さらに、220N の力を加えたとき、各部にははずれ、破損等の異常がないことを目視、操作等により確認すること。 また、220N の力を除いたとき、大人用ベッドのマットレスとの間には 25 mm以上の隙間が生じないことを隙間ゲージまたはスケール等を用いて測定することによって確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

ベッドサイドスリーパーとして使用できる乳幼児用ベッドまたは低月齢乳児用ベッド（バシネット）の表示及び取扱説明書には次の事項が追加されていること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の趣旨を表示すること。 (1) 大人用ベッドに這い上がれるようになったらベッドサイドスリーパーとして使用することはやめること。 (2) 大人用ベッドに取り付ける面の上さんが大人用ベッドのマットレスの上面より低くなるように取り付けること。ただし、上さんをもっとも下に下げた場合に、その高さが乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドのマットレスの上面から 191mm（7.5 インチ）以上ある場合はその限りではない。 (3) ベッドサイドスリーパーと大人用ベッドのマットレスとの間には 13 mm以上のすき間がないこと。 (4) 13 mm以上のすき間があるときには使用せず、枕や毛布などの乳児が窒息するおそれがあるものですき間を埋めないこと。 (5) ベッドサイドスリーパーとして使用しないときに、大人のベッドに取り付けるためのひも等を、乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドの中に入れないこと。 (6) ベッドサイドスリーパーに適している大人用ベッドの床からの高さ、種類に関する情報。	1. 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 5 mm以上の大きさ（縦寸法）の「警告」、「注意」のシグナルワードを併記し、その他の注意事項の字の大きさは、2.5mm（縦寸法）以上であること。
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。 また、安全警告認識（△）等を併記するな	2. 専門用語、略号、あて字等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	どしてより認識しやすいものであること。 (1) 大人用ベッドに這い上がれるようになったらベッドサイドスリーパーとして使用することはやめること。 (2) 大人用ベッドに取り付ける面の上さんが大人用ベッドのマットレスの上面より低くなるように取り付けること。ただし、上さんをもっとも下に下げた場合に、その高さが乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドのマットレスの上面から191mm（7.5 インチ）以上ある場合はその限りではない。 (3) ベッドサイドスリーパーと大人用ベッドのマットレスとの間には 13 mm以上のすき間がないこと。 (4) 13 mm以上のすき間があるときには使用せず、枕や毛布などの乳児が窒息するおそれがあるものですき間を埋めないこと。 (5) ベッドサイドスリーパーとして使用しないときに、大人のベッドに取り付けるためのひも等を、乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドの中に入れないこと。 (6) ベッドサイドスリーパーに適している大人用ベッドの床からの高さ、種類に関する情報。 (7) 組み立て式のものは、その組み立ての要領及び注意。 (8) 大人用ベッドへの取り付け方法及び注意。 (9) 使用時には必ず、大人用ベッドに隙間なく、確実に取り付けられていることを確認すること。 (10) 固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定すること。 (11) ベッドサイドスリーパーは傾斜した	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	状態では使用しないこと。	